

「地質・土質調査業務共通仕様書【農業農村整備編】」の制定について（平成23年3月14日農村第2121号農林水産部長通知）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>地質・土質調査業務共通仕様書【農業農村整備編】</p> <p><u>令和6年10月</u> 沖縄県農林水産部</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>1-1 ～ 1-5 [略]</p> <p>1-6 管理技術者 <u>4</u></p> <p>～</p> <p>1-38 保険加入の義務 16</p> <p><u>1-39 環境負荷低減への取組</u> <u>16</u></p> <p><u>1-40 調査・試験に対する協力</u> <u>17</u></p> <p>第2章 地形、地質踏査</p> <p>第1節 概要</p> <p>2-1 目的 <u>18</u></p> <p>～</p> <p>2-5 成果物 <u>19</u></p> <p>第3章 ボーリング調査</p> <p>3-1 目的 <u>20</u></p> <p>～</p> <p>3-9 その他 <u>23</u></p> <p>第4章 ボーリング孔を利用した物理検層及び原位置試験</p> <p>第1節 概要</p> <p>4-1 目的 <u>24</u></p> <p>～</p> <p>4-16 成果物 <u>29</u></p> <p>第6節 孔内載荷試験（<u>プレッシャーメータ試験・ボアホールジャッキ試験</u>）</p> <p>4-17 目的 <u>29</u></p> <p>～</p> <p>4-25 成果物 <u>31</u></p> <p>第5章 サウンディング</p> <p>第1節 概要</p> <p>5-1 目的 <u>32</u></p> <p>～</p> <p>5-4 成果物 <u>32</u></p>	<p>地質・土質調査業務共通仕様書【農業農村整備編】</p> <p><u>令和2年5月</u> 沖縄県農林水産部</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>1-1 ～ 1-5 [略]</p> <p>1-6 管理技術者 <u>3</u></p> <p>～</p> <p>1-38 保険加入の義務 16</p> <p>[新設]</p> <p><u>1-39 調査・試験に対する協力</u> <u>16</u></p> <p>第2章 地形、地質踏査</p> <p>第1節 概要</p> <p>2-1 目的 <u>16</u></p> <p>～</p> <p>2-5 成果物 <u>17</u></p> <p>第3章 ボーリング調査</p> <p>3-1 目的 <u>18</u></p> <p>～</p> <p>3-9 その他 <u>21</u></p> <p>第4章 ボーリング孔を利用した物理検層及び原位置試験</p> <p>第1節 概要</p> <p>4-1 目的 <u>21</u></p> <p>～</p> <p>4-16 成果物 <u>26</u></p> <p>第6節 孔内載荷試験</p> <p>4-17 目的 <u>26</u></p> <p>～</p> <p>4-25 成果物 <u>28</u></p> <p>第5章 サウンディング</p> <p>第1節 概要</p> <p>5-1 目的 <u>28</u></p> <p>～</p> <p>5-4 成果物 <u>29</u></p>

改正後	現行
第3節 <u>機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験</u>	第3節 <u>オランダ式二重管コーン貫入試験</u>
5-5 目的…………… 32	5-5 目的…………… 29
～	～
5-10 成果物…………… 33	5-10 成果物…………… 30
第5節 <u>スクリュウウエイト貫入試験（旧スウェーデン式サウンディング試験）</u>	第5節 <u>スウェーデン式サウンディング試験</u>
5-11 目的…………… 33	5-11 目的…………… 30
～	～
5-16 成果物…………… 34	5-16 成果物…………… 30
第6章 サンプリング	第6章 サンプリング
第1節 概要	第1節 概要
6-1 目的…………… 35	6-1 目的…………… 31
～	～
6-5 試料採取…………… 36	6-5 試料採取…………… 32
第7章 解析等調査業務	第7章 解析等調査業務
7-1 目的…………… 37	7-1 目的…………… 32
～	～
7-3 成果物…………… 37	7-3 成果物…………… 33
第8章 物理探査	第8章 物理探査
第1節 概要	第1節 概要
8-1 目的…………… 38	8-1 目的…………… 33
～	～
8-6 成果物…………… 40	8-6 成果物…………… 35
第9章 試掘抗	第9章 試掘抗
9-1 目的…………… 41	9-1 目的…………… 36
～	～
9-4 成果物…………… 41	9-4 成果物…………… 36
第10章 試掘井、揚水試験	第10章 試掘井、揚水試験
第1節 試掘井	第1節 試掘井
10-1 目的…………… 42	10-1 目的…………… 36
～	～
10-5 成果物…………… 44	10-5 成果物…………… 38
第11章 土質試験	第11章 土質試験
11-1 試験法…………… 45	11-1 試験法…………… 39
11-2 成果物…………… 45	11-2 成果物…………… 39
第12章 岩石試験	第12章 岩石試験

改正後	現行
<p>12-1 試験法…………… <u>46</u> 12-2 成果物…………… <u>46</u></p> <p>参考 地質・土質調査業務共通仕様書に基づく提出書類一覧…………… <u>47</u></p>	<p>12-1 試験法…………… <u>40</u> 12-2 成果物…………… <u>40</u></p> <p>参考 地質・土質調査業務共通仕様書に基づく提出書類一覧表</p>
<p>第1章 総則</p> <p>1-1 [略]</p> <p>1-2 用語の定義</p> <p>共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(25) [略]</p> <p><u>(26) 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</u></p> <p><u>(27) 「情報共有システム」とは、調査職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。</u></p> <p><u>(28) 「書面」とは、紙及び電磁的記録に記録された事項を表示したものをいう。なお、書面は、原則として情報共有システム又は電子メールにより伝達するものとする。</u></p> <p>(29)～(36) [略]</p> <p>1-3 業務の着手</p> <p>受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 <u>14</u> 日以内に調査業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が調査業務等の実施のため調査職員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。</p> <p>1-4～1-7 [略]</p> <p>1-8 提出書類</p> <p>1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利</p>	<p>第1章 総則</p> <p>1-1 [略]</p> <p>1-2 用語の定義</p> <p>共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(25) [略]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>(26) 「書面」とは、<u>手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。</u></p> <p><u>なお、電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。</u></p> <p>(27)～(34) [略]</p> <p>1-3 業務の着手</p> <p>受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 <u>15</u> 日以内に調査業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が調査業務等の実施のため調査職員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。</p> <p>1-4～1-7 [略]</p> <p>1-8 提出書類</p> <p>1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利</p>

改正後	現行
<p>息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類は除く。</p> <p>2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。</p> <p><u>3. 受注者は、調査職員と受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。</u></p> <p><u>また、情報を交換・共有するにあたっては、情報共有システムを活用することとし、工事及び業務における受発注者間の情報共有システムの活用について（令和 3 年 9 月 7 日付け 3 農振第 1453 号）の別紙（URL「https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/attach/pdf/index-3.pdf」）に基づくものとする。</u></p> <p>1-9 ~ 1-10 [略]</p> <p>1-11 業務実績データの作成及び登録</p> <p>1. 受注者は、委託料が 100 万円以上の業務について、当初契約時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、<u>登録機関に登録申請の上、AGRIS 上において調査職員の承認を受けなければならない。</u></p> <p>なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。</p> <p>2. 業務実績<u>データの登録</u>は、原則として以下の期限内に<u>登録申請を行い、調査職員の承認を受ける</u>ものとする。</p> <p>(1) 受注時は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き 10 日以内とする。</p> <p>(2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き 10 日以内とする。</p> <p><u>ただし、変更時と完了時の間が 10 日間（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。）に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。</u></p> <p>(3) 完了時は、業務完了通知書を提出後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き 10 日以内とし、訂正時の登録は適宜行うものとする。</p> <p>1-12 ~ 1-15 [略]</p> <p>1-16 調査業務等の管理</p> <p>受注者は、調査業務等の管理を「土木工事施工管理基準（平成 22 年 9 月 17 日付け農村第 1271 号）」の別表 2 の撮影記録による出来形管理に準拠して行い、その記録を調査職員に提出しなければならない。</p> <p>1-17 成果物の提出</p> <p>1. 受注者は、調査業務等が完了した場合には、設計図書に示す成果物を業務完了通知書とともに提出し、検査を受</p>	<p>息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類は除く。</p> <p>2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。</p> <p>[新設]</p> <p>1-9 ~ 1-10 [略]</p> <p>1-11 業務実績データの作成及び登録</p> <p>1 受注者は、委託料が 100 万円以上の業務について、当初契約時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、<u>調査職員に提出するものとする。また、速やかに、登録機関から発行される業務実績登録通知を調査職員に提出しなければならない。</u></p> <p>なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。</p> <p>2 業務実績<u>登録通知の提出</u>は、原則として以下の期限内に<u>手続きを行う</u>ものとする。</p> <p>(1) 受注時は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き 10 日以内<u>に登録通知を調査職員に提出する。</u></p> <p>(2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き 10 日以内<u>に登録通知を調査職員に提出する。</u></p> <p>(3) <u>業務完了時</u>は、業務完了通知書を提出後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き 10 日以内<u>に登録通知を調査職員に提出するもの</u>とし、訂正時の登録は適宜行うものとする。</p> <p>1-12 ~ 1-15 [略]</p> <p>1-16 調査業務等の管理</p> <p>受注者は、調査業務等の管理を「土木工事施工管理基準（平成 22 年 9 月 17 日付け農村第 1271 号）」の別表 2 の撮影記録による出来形管理に準拠して行い、その記録を調査職員に提出しなければならない。</p> <p>1-17 成果物の提出</p> <p>1. 受注者は、調査業務等が完了した場合には、設計図書に示す成果物を業務完了通知書とともに提出し、検査を受</p>

改正後	現行
<p>けなければならない。</p> <p>2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示に対して同意した場合には履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行わなければならない。</p> <p>3. 受注者は、試験結果の記録及び整理については、原則として JIS 規格、並びに地盤工学会編「地盤調査の方法と解説」（以下「地盤調査法」という。）及び「地盤材料試験の方法と解説」（以下「地盤材料試験法」という。）に従って行うものとする。</p> <p>4. 受注者は、「地質・土質調査成果電子納品要領（案）」、「電子納品運用ガイドライン（案）【地質・土質調査編】」を参考として、作成した電子データを電子媒体で提出するものとする。また、当該電子データの提出に当たっては、「電子納品チェックシステム（農林水産省農業農村整備事業版）（http://www.maff.go.jp/nousin/seko/nouhin_youryou/index.html）」によるチェックを行い、エラーがないことを確認するとともに、ウイルス対策を実施するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。</p> <p>5. 受注者は機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果について、別途定める検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受け、検定証明書を発注者に提出するとともに、発注者が指定する地盤情報データベースに登録しなければならない。</p> <p>1-18 ~ 1-31 [略]</p> <p>1-32 安全等の確保</p> <p>1 ~ 7 [略]</p> <p>8. 受注者は、屋外で行う調査業務等の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>(1) 屋外で行う調査業務等に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、火薬、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない</p> <p><u>(4) 受注者は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努めなければならない。</u></p> <p>9 ~ 11 [略]</p> <p>1-33 ~ 1-37 [略]</p> <p>1-38 保険加入の義務</p>	<p>けなければならない。</p> <p>2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示に対して同意した場合には履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行わなければならない。</p> <p>3. 受注者は、試験結果の記録及び整理については、原則として JIS 規格、並びに地盤工学会編「地盤調査の方法と解説」（以下「地盤調査法」という。）及び「地盤材料試験の方法と解説」（以下「地盤材料試験法」という。）に従って行うものとする。</p> <p>4. 受注者は、「地質・土質調査成果電子納品要領（案）」、「電子納品運用ガイドライン（案）【地質・土質調査編】」を参考として、作成した電子データを電子媒体で提出するものとする。また、当該電子データの提出に当たっては、「電子納品チェックシステム（農林水産省農業農村整備事業版）（http://www.maff.go.jp/nousin/seko/nouhin_youryou/index.html）」によるチェックを行い、エラーがないことを確認するとともに、ウイルス対策を実施するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。</p> <p>5. 受注者は機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果について、別途定める検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受け、検定証明書を発注者に提出するとともに、発注者が指定する地盤情報データベースに登録しなければならない。</p> <p>1-18 ~ 1-31 [略]</p> <p>1-32 安全等の確保</p> <p>1 ~ 7 [略]</p> <p>8. 受注者は、屋外で行う調査業務等の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>(1) 屋外で行う調査業務等に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、火薬、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。</p> <p>[新設]</p> <p>9 ~ 11 [略]</p> <p>1-33 ~ 1-37 [略]</p> <p>1-38 保険加入の義務</p>

改正後	現行
<p><u>1. 受注者は、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</u></p> <p><u>2. 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。</u></p> <p>1-39 環境負荷低減への取組</p> <p><u>受注者は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、環境関係法令を遵守するとともに、以下の取組に努めるものとする。</u></p> <p><u>(1) オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）</u></p> <p><u>(2) プラスチック等の廃棄物の削減及び資源の再利用</u></p> <p><u>(3) 環境負荷低減に配慮したものの調達</u></p> <p><u>(4) 生物多様性に配慮した事業実施。</u></p> <p><u>(5) みどりの食料システム戦略の理解及び環境配慮の取組方針の策定や研修の実施</u></p> <p>1-40 調査・試験に対する協力 [略]</p> <p>第 2 章 地形、地質踏査</p> <p>第 1 節 概要</p> <p>2-1 目的</p> <p>調査地域の地質に関する既存資料の収集及び地形、地質踏査等を行い、地質の性状及び構造等を把握する。これらの成果は、ダム、トンネル、頭首<u>工</u>、ポンプ場、道路、水路、地下水取水施設等（以下「諸構造物」という。）の位置選定、地質構造解析、地すべり機構解析、基礎設計等の基礎資料とするものである。</p> <p>第 2 節 ～ 第 3 節 [略]</p> <p>第 3 章 ボーリング調査</p> <p>3-1 ～ 3-2 [略]</p> <p>3-3 調査方法</p> <p>1. ボーリング機械は、特に定めのない限<u>り</u>、ロータリーボーリング機械を使用するものとし、所定の方向、深度に対して十分余裕のある能力をもつものでなければならない。</p>	<p>受注者は、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>1-39 調査・試験に対する協力 [略]</p> <p>第 2 章 地形、地質踏査</p> <p>第 1 節 概要</p> <p>2-1 目的</p> <p>調査地域の地質に関する既存資料の収集及び地形、地質踏査等を行い、地質の性状及び構造等を把握する。これらの成果は、ダム、トンネル、頭首<u>工</u>、ポンプ場、道路、水路、地下水取水施設等（以下「諸構造物」という。）の位置選定、地質構造解析、地すべり機構解析、基礎設計等の基礎資料とするものである。</p> <p>第 2 節 ～ 第 3 節 [略]</p> <p>第 3 章 ボーリング調査</p> <p>3-1 ～ 3-2 [略]</p> <p>3-3 調査方法</p> <p>1. ボーリング機械は、特に定めのない限<u>り</u>、ロータリーボーリング機械を使用するものとし、所定の方向、深度に対して十分余裕のある能力をもつものでなければならない。</p>

改正後	現行
<p>2 ～ 15 [略]</p> <p>16. 試料を採取するオールコアボーリング※¹の場合は、詳細な地質状況の把握が行えるよう、観察に供するコアを連続的に採取することとする。</p> <p>試料を採取しない場合はノンコアボーリング※²を行うこととする。</p> <p>ノンコアボーリング又はオールコアボーリングの適用は特記仕様書による。</p> <p>※1 オールコアボーリングとは、観察に供するコアを連続的に採取するボーリングで、試料箱（コア箱）に収め、採取したコアを連続的に確認し、詳細な地質状況の把握が可能なものをいう。</p> <p>※2 ノンコアボーリングとは、コアを採取しないボーリングで、標準貫入試験及びサンプリング（採取試料の土質試験）等の併用による地質状況の把握が可能なものをいう。</p> <p>3-4 オーガーボーリング</p> <p>1. オーガーボーリングは、比較的浅い土の地盤で連続的に代表的な試料を採取して地盤の成層状態の把握や土質の分類を行い、かつ地下水位を確認するために行うことを目的とする。</p> <p>2 ～ 7 [略]</p> <p>3-5 ～ 3-9 [略]</p> <p>第4章 ボーリング孔を利用した物理検層及び原位置試験</p> <p>第1節 ～ 第5節 [略]</p> <p>第6節 <u>孔内載荷試験（プレッシャーメータ試験・ボアホールジャッキ試験）</u></p> <p>4-17 ～ 4-19 [略]</p> <p>第7節 ～ 第8節 [略]</p> <p>第5章 サウンディング</p> <p>第1節 ～ 第2節 [略]</p> <p>第3節 <u>機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験</u></p> <p>5-5 ～ 5-7 [略]</p> <p>第4節 [略]</p> <p>第5節 <u>スクリーウエイト貫入試験（旧スウェーデン式サウンディング試験）</u></p> <p>5-11 ～ 5-13 [略]</p>	<p>2 ～ 15 [略]</p> <p>16. 試料を採取するオールコアボーリング※¹の場合は、詳細な地質状況の把握が行えるよう、観察に供するコアを連続的に採取することとする。</p> <p>試料を採取しない場合はノンコアボーリング※²を行うこととする。</p> <p>ノンコアボーリング又はオールコアボーリングの適用は特記仕様書による。</p> <p>※1 オールコアボーリングとは、観察に供するコアを連続的に採取するボーリングで、試料箱（コア箱）に納め、採取したコアを連続的に確認し、詳細な地質状況の把握が可能なものをいう。</p> <p>※2 ノンコアボーリングとは、コアを採取しないボーリングで、標準貫入試験及びサンプリング（採取資料の土質試験）等の併用による地質状況の把握が可能なものをいう。</p> <p>3-4 オーガーボーリング</p> <p>1. オーガーボーリングは、比較的浅い土の地盤で連続的に代表的な試料を採取して地盤の成層状態の把握や土質の分類を行ない、かつ地下水位を確認するために行うことを目的とする。</p> <p>2 ～ 7 [略]</p> <p>3-5 ～ 3-9 [略]</p> <p>第4章 ボーリング孔を利用した物理検層及び原位置試験</p> <p>第1節 ～ 第5節 [略]</p> <p>第6節 孔内載荷試験</p> <p>4-17 ～ 4-19 [略]</p> <p>第7節 ～ 第8節 [略]</p> <p>第5章 サウンディング</p> <p>第1節 ～ 第2節 [略]</p> <p>第3節 <u>オランダ式二重管コーン貫入試験</u></p> <p>5-5 ～ 5-7 [略]</p> <p>第4節 [略]</p> <p>第5節 <u>スウェーデン式サウンディング試験</u></p> <p>5-11 ～ 5-13 [略]</p>

改正後

現行

第6節 [略]

第6章 サンプリング

第1節 [略]

第2節 標本用試料

6-2 試料作製

1. 標本用試料の採取位置及び数量は、特記仕様書等又は調査職員の指示によるものとする。
2. 試料は、含水量が変化しないような容器に入れ密封し、必要事項を記入したラベルを添付するものとする。

なお、ラベルの様式は、下記を標準とする。

調査名	
地点番号	No. 号 番
採取深度	m～ m
土質名	
打撃回数	
採取月日	年 月 日
採取者	

第3節 ～ 第4節 [略]

第7章 解析等調査業務

7-1 [略]

7-2 業務内容

解析等調査業務の内容は、次の各号に掲げる事項によるものとする。

- 1 ～ 2 [略]
3. 断面図等の作成
 - (1) 地層及び土性の判定
 - (2) 土質又は地質断面図の作成 (断面図は着色するものとする)
4. 総合解析とりまとめ
 - (1) 調査地周辺の地形・地質の検討。
 - (2) 地質調査結果に基づく土質定数の設定。

第6節 [略]

第6章 サンプリング

第1節 [略]

第2節 標本用試料

6-2 試料作製

1. 標本用試料の採取位置及び数量は、特記仕様書等又は調査職員の指示によるものとする。
2. 試料は、含水量が変化しないような容器に入れ密封し、必要事項を記入したラベルを添付するものとする。

なお、ラベルの様式は、下記を標準とする。

調査名	
地点番号	No. 号 番
採取深度	m～ m
土質名	
打撃回数	
採取月日	<u>平成</u> 年 月 日
採取者	

第3節 ～ 第4節 [略]

第7章 解析等調査業務

7-1 [略]

7-2 業務内容

解析等調査業務の内容は、次の各号に掲げる事項によるものとする。

- 1 ～ 2 [略]
3. 断面図等の作成
 - (1) 地層及び土性の判定
 - (2) 土質又は地質断面図の作成。 なお、断面図等は着色するものとする。
4. 総合解析とりまとめ
 - (1) 調査地周辺の地形・地質の検討。 。
 - (2) 地質調査結果に基づく土質定数の設定。 。

改正後	現行
<p>(3) 地盤の工学的性質の検討と支持地盤の設定。</p> <p>(4) 地盤の透水性の検討。(現場透水試験や粒度試験等が実施されている場合)</p> <p>(5) 調査結果に基づく基礎形式の検討。(具体的な計算を行うものでなく、基礎形式適用に関する一般的な比較検討)</p> <p>(6) 設計・施工上の留意点の検討。(特に、盛土や切土を行う場合の留意点の検討)</p> <p>7-3 [略]</p> <p>第8章 物理探査 [略]</p> <p>第9章 試掘坑</p> <p>9-1 ~ 9-3 [略]</p> <p>9-4 成果物</p> <p>成果物は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ~ (2) [略]</p> <p>(3) 地すべり調査に当たっては、地すべり面、粘土の厚さ、含水の状況、擦痕の有無、地すべり面の方向等</p> <p>(4) ~ (6) [略]</p> <p>第10章 試掘井、揚水試験</p> <p>第1節 試掘井</p> <p>10-1 [略]</p> <p>10-2 調査方法</p> <p>1 ~ 9 [略]</p> <p>10. ケーシングパプ及びスクリーン加工パイプの挿入は、仕様書等によるものとする。</p> <p>第2節 ~ 第3節 [略]</p> <p>第11章 土質試験 [略]</p> <p>第12章 岩石試験 [略]</p> <p>参考 地質・土質調査業務共通仕様書に基づく提出書類一覧表 [略]</p>	<p>(3) 地盤の工学的性質の検討と支持地盤の設定。<u>。</u></p> <p>(4) 地盤の透水性の検討。<u>。</u>(現場透水試験や粒度試験等が実施されている場合)</p> <p>(5) 調査結果に基づく基礎形式の検討。<u>。</u>(具体的な計算を行うものでなく、基礎形式適用に関する一般的な比較検討)</p> <p>(6) 設計・施工上の留意点の検討。<u>。</u>(特に、盛土や切土を行う場合の留意点の検討)</p> <p>7-3 [略]</p> <p>第8章 物理探査 [略]</p> <p>第9章 試掘坑</p> <p>9-1 ~ 9-3 [略]</p> <p>9-4 成果物</p> <p>成果物は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ~ (2) [略]</p> <p>(3) 地すべり調査に当たっては、地すべり面、粘土の厚さ、含水の状況、察痕の有無、地すべり面の方向等</p> <p>(4) ~ (6) [略]</p> <p>第10章 試掘井、揚水試験</p> <p>第1節 試掘井</p> <p>10-1 [略]</p> <p>10-2 調査方法</p> <p>1 ~ 9 [略]</p> <p>10. ケーシングパプ及びスクリーン加工パイプの挿入は、仕様書等によるものとする。</p> <p>第2節 ~ 第3節 [略]</p> <p>第11章 土質試験 [略]</p> <p>第12章 岩石試験 [略]</p> <p>参考 地質・土質調査業務共通仕様書に基づく提出書類一覧表 [略]</p>